

いじめ防止方針

日本人学校



承認済み	学校運営委員会	日付2025年9月
最終レビュー日	2025年9月	
次回のレビュー期限	2026年9月	

バージョン番号	変更者	修正内容	変更日
1.1	K.西原	更新フォーマット	01/04/2021
1.2	K.岡本	総評	04/05/2022
1.3	K.岡本	年次レビュー	01/06/2023
1.4	K.岡本	年次レビュー	01/09/2024
1.5	A.房田	年次レビュー	23/09/2024

内容

1. はじめに.....
2. いじめの定義.....
3. 手続き
4. 報告・指導システム.....

懸念事項への対応手順

.....

1. はじめに

いじめは日本のみならず、世界各地で大きな社会問題となっている。情緒不安定や不登校が増加し、極端なケースでは自殺者も出ている。こうした中、文部科学省が2017年3月16日に改訂した「いじめ防止基本方針」では、学校における児童生徒のいじめの防止を義務付けた。その中には、児童生徒の性的指向や性自認に基づくいじめの防止も含まれている。ロンドン日本人学校では、いじめ問題を教育の根本的な脅威のひとつと捉えている。そのため、校長のリーダーシップのもと、教員のいじめに対する意識を高めるなど、いじめが発生した場合に適切に対処できるよう、日々対策を講じている。

法律と法定ガイダンス

本方針は、教育省の法定ガイダンスThe Education (Independent School Standards) Regulations 2014、The Education and Inspections Act 2006、The Equality Act 2010、DfE Guidance 'Preventing and Tackling Bullying' July 2017に基づいている。

「児童が重大な被害を受けている、またはそのおそれがあると疑うに足りる相当な理由」がある場合、いじめ事件は、以下の児童保護に関する懸念として扱われるべきである。

1989年児童法詳細は、「教育における子どもの安全の確保」の第1部、および「子どもを守るために共に働く」の第1章に記載されている。

英国では、いじめ自体は特定の犯罪行為ではないが、嫌がらせや脅迫的な行動、あるいはコミュニケーションには、以下のようなものがあることを念頭に置くことが重要である。

例えば、1997年ハラスメント防止法、1988年悪質通信法、2003年通信法、公序良俗に基づく犯罪。

1986年学校職員法では、校外での児童生徒の不品行を懲戒する権限を持つ。2006年教育検査法第90条および第91条。

2. いじめの定義

いじめの定義は、「自分より弱い立場の者に対して、継続的に身体的・心理的な攻撃を加え、攻撃された者が深刻な苦痛を感じている場合」とするのが一般的である。2017年、文部科学省はいじめを「一定の関係を有する者から心理的・身体的な攻撃を受け、精神的苦痛を感じている場合」と再定義した。本校では、理由の如何を問わず、他者に対する理不尽な身体的・言語的行為はいじめであると考えている。

一方で、いじめには様々な理由や背景があり、簡単に解決できる問題ではないことも事実である。そのため、いじめの問題は学校だけで解決できるものではなく、家庭や地域社会が関わって対処していく必要がある。

ネットいじめ

テクノロジーが急速に発展し、広く利用できるようになったことで、学校内外で起こりうる「バーチャル」ないじめの新たな媒体が提供された。ネットいじめは、いじめの異なる形態であり、一日中いつでも起こりうるものである。より多くの人が多くのコメンツをクリックするだけで、閲覧することができる。2011年教育法改正により、1996年教育法の規定が改正され、校長の正式な許可を得た職員が携帯電話などの電子機器を押収した場合、正当な理由があれば、その職員はデータやファイルを調査し、削除することができるようになった。

有害な性的行動

管理職は、学校の文化が有害な性的行動に対処することを確実にする。これは、具体的な報告がない場合でも、セクシュアル・ハラスメント、オンラインでの性的虐待、性的暴力が地域社会、そして潜在的に学校内で起きていないことを意味しているのではなく、学校全体のアプローチに従って対処する（児童保護と保護方針参照）。

3. 取扱手順

(1) 予防手順

本校は、子どもたちが互いにやさしく助け合い、他者を思いやる心を持つことを基本としている。そのため、本校では、いじめがあった場合には、次のような方法で適切に対処するよう、日々取り組んでいる。

- 情操教育の内容を充実させ、学校のカリキュラムに応用する。
- 道徳の授業におけるいじめへの対応
- 児童生徒が発言しやすいフレンドリーなクラスの雰囲気を提供する。
- 児童生徒同士が知り合えるクラス環境の提供
- クラス単位だけではなく、学年単位で活動する機会を提供する。
- 他学年の児童と一緒に活動する機会を設ける（いわゆる「フレンドリー活動」を活用する）。
- 教職員間の情報共有と連携
- 児童生徒会役員によるいじめへの対応
- 保護者にも参加してもらい、学校がいじめを容認していないことを明確にし、子どもがいじめられていると思われる場合の手続きを知ってもらう。
- 児童生徒を巻き込む。すべての児童生徒が学校のアプローチを理解し、傍観者になることも含めて、いじめを防ぐために自分たちができることを明確にしている。
- 宗教、民族、障害、性別、セクシュアリティ、外見上の違いなど、いじめの動機となりうる人々の違いについてオープンに話し合う。
- 特定の問題を解決するために、特定の自治体や組織、リソースを利用する。
- 効果的な職員研修を行う。いじめ防止方針が最も効果的であるのは、すべての教職員が、学校の方針の原則と目的、いじめに関する法的責任、問題の解決方法、いじめの相談先を理解しているときである。
- 特別な教育的ニーズや障害（SEND）、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー（LGBT+）の児童生徒を含む支援

(1) 指導（訂正）手続き

いじめの原因を調査・分析すると同時に、いじめをした子どもたちには厳しく真剣に指導している。いじめを受けた子どもたちへその上で、総合的なサポートをしている。どのような指導をするかはケースバイケースだが、担任が子どもの話を聞く時間を十分にとり、子どもの目線に立った指導を心がけている。

- 担任は、いじめを受けた児童生徒の話をよく聞き、学級内で解決できるよう、適切かつ厳正な教育指導を行う。指導内容の適切性を確保するため、当該児童生徒の属する学年の担任間で事前に協議を行い、必要に応じて学校生活部を交える。また、双方の保護者に事情をよく説明し、保護者の協力を得て問題を解決する。

- 学年内で解決できない場合は、管理職（校長または教頭）が指導する。
- 管理職が指導しても解決できない場合は、保護者と面談し、次の対応策を検討する。
- あらゆる手段を講じても解決できない場合、校長はいじめを行った児童生徒を一時停学または退学処分とすることができる。

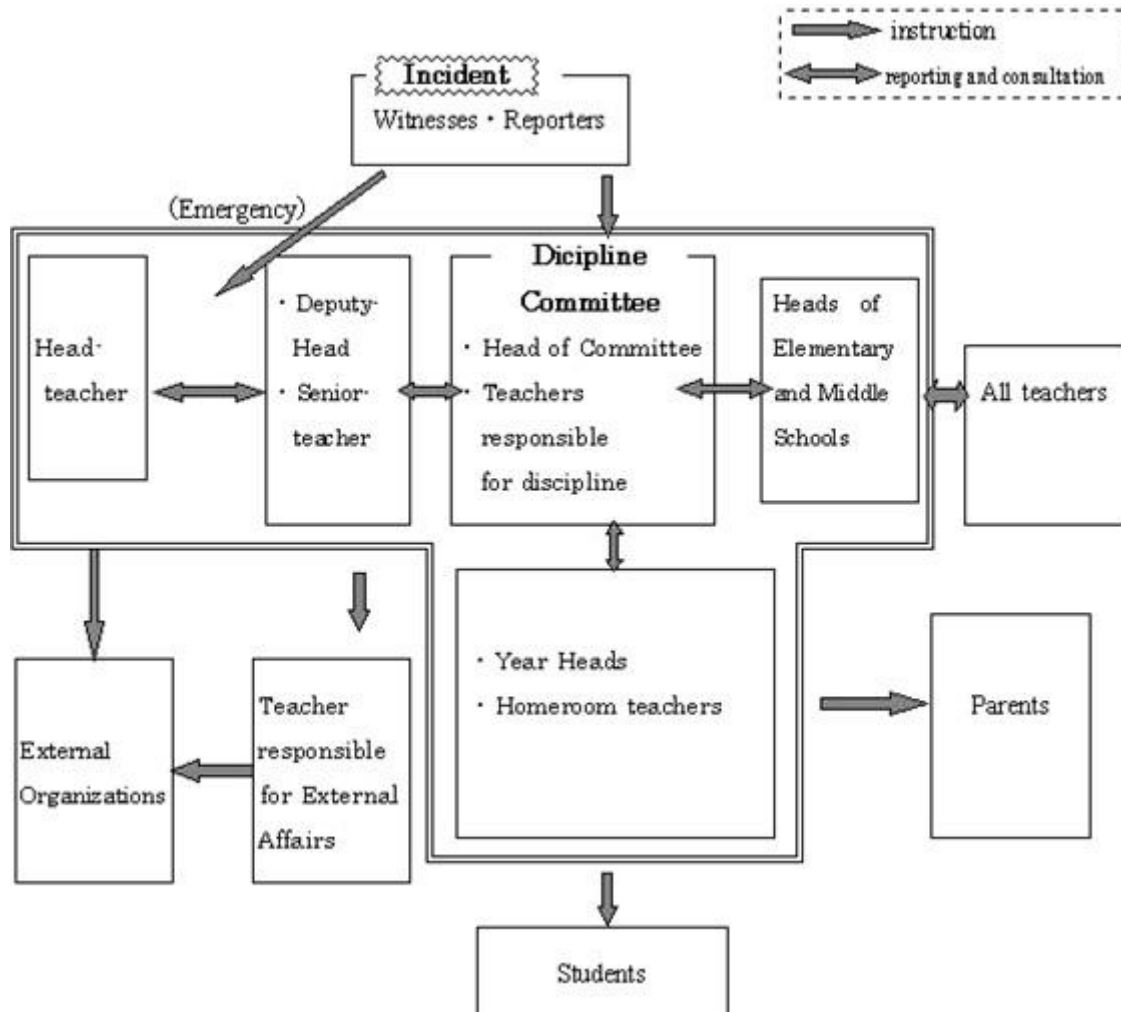
4. 報告・指導体制

本校では、いじめに早期に対応するため、下表のようなケースごとの報告・相談体制をとっている。報告は、いじめが発生した当日に必ず行う。解決に時間を要する場合は、適宜、中間報告を行う。緊急の場合は、校長または教頭に直接相談し、早急に対応する。

5. いじめの記録と防止

添付のフォームを参照のこと。

懸念事項への対応手順



いじめ事件、欠席、急病の場合も同様の手続きをとる。

いじめを受けた職員へのサポート

児童生徒のいじめを防止し、取り組むための対策を講じることは重要である。しかし学校運営委員会が、児童生徒、保護者、同僚のいずれによるものであれ、職員に対するいじめは容認できないことを明確にすることも同様に重要である。

いじめ活動記録用紙

発生日		記録者	
発生時間		日付	
場所		報告先	
加害者			
被害者			
出来事の詳細			
怪我の有無			
その後の動き		日時	
加害者からの聞き取り			
被害者からの聞き取り			